

道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書

時津町は長崎市の北部と西彼杵半島の接点に位置し、西側から南側にかけて長崎市、東側は長与町、北側は波静かな大村湾の南端部に接しており、北西から南東へL字型に伸びる東西約7km、南北約9km、面積20.94km²の町であり、東西に国道207号、南北に国道206号が通り、長崎空港への定期航路があるなど、交通の要衝となっている。

また、近年は郊外型商業施設の出店も多く、慢性的な交通渋滞、交通事故の多発など、危険な道路状況であるため、町民の安全安心や地域産業の活性化を図っていくためにも、物流の効率化や交流人口の拡大を図る道路整備が極めて重要であるが、高度経済成長期に整備した構造物の老朽化対策も喫緊の課題となっている。

このため、国におかれては、本町におけるこれらの状況を十分考慮して頂き、計画的かつ着実な道路整備の推進、並びに道路インフラの老朽化対策のために必要な予算を当初予算はもとより補正予算についても十分に確保するよう強く要望する。

こうした中、現在の道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という）の規定により、補助率等の嵩上げがなされているが、この特別措置は、平成29年度末までの時限措置となっている。しかしながら、依然として都市部と地方部の地域間格差がある中で、この特別措置が廃止されると、地方の財政は圧迫され事業費が大幅に減少するため、道路整備が遅れ地域間格差がさらに拡大することとなる。

よって、国におかれては、道路整備事業に必要な予算確保にあわせて、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げを平成30年度以降も継続し、地方創生に大きく寄与する高規格幹線道路の新設事業や安全安心な暮らしにつながる修繕事業などにも特別措置を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9月22日

長崎県時津町議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣